

令和 3 年 10 月
警 察 庁

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 3 年 8 月 27 日から同年 9 月 25 日までの間、「銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案」に対する意見の募集を行った結果、8 件の御意見を頂きました。

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 285 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 3 年 8 月 27 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本政令案に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 8 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	6 件
電子メール	2 件
郵 送	0 件

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案」に対して、

- 本改正に賛成である。
- 悪意のある者が、試験研究等と称してクロスボウを所持することがないよう、しっかりとしたチェック体制を構築してほしい。

という御意見がございました。

本政令案において、クロスボウの所持が許可される試験又は研究については、

- 他の製造に係るクロスボウを使用して行うクロスボウ若しくは矢の性能の試験又は他の製造に係るクロスボウの複写その他の方法による研究で、クロスボウ又は矢の国産化の促進、性能又は品質の改善その他生産の合理化に資するものである旨の国の関係行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。）又はその地方支分部局の長の証明を受けたもの

及び

- 当該試験又は研究をする場所の構造設備が当該場所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が危害予防上必要と認めて定める条件に適合するもの

という二つの要件を具備したものと規定しています。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を厳正に運用し、クロスボウの所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、クロスボウによる事件・事故の未然防止に努めてまいります。

なお、本政令案に対する直接の御意見ではありませんが、改正法において内閣府令で定めることとされている事項等に関する御意見がございました。

警察庁においては、改正法の円滑な施行に向けて準備を進めているところ、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。